

令和7年4月4日

米国の追加関税措置に伴う相談窓口の開設について

大分県では、米国の追加関税措置発動等を受け、県内の中小企業・小規模事業者や輸出向け事業者の経営への影響が懸念されることから、以下のとおり特別相談窓口を設置しました。

●経営・金融に関すること

1 米国の追加関税措置に伴う経営・金融特別相談窓口

2 開設期間・時間

令和7年4月4日から当分の間

9：00～17：00（土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

3 連絡先

・経営に関すること TEL 097-506-3223

・金融に関すること TEL 097-506-3226

4 お問い合わせ先

経営創造・金融課 金融・再生支援班 堀・長野（097-506-3226）

●農林水産物の輸出に関すること

1 米国の追加関税措置等に伴う農林水産物輸出相談窓口

2 開設期間・時間

令和7年4月4日から当分の間

9：00～17：00（土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

3 お問い合わせ先

おおいたブランド推進課 輸出促進班 安倍・三代（097-506-3631）